

令和7年2月定例会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第29条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第29条の2 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>第29条の3～第47条 (略) (施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第47条の2 施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第47条の3～第76条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項第1号および第4号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第29条 (略) (市民税の申告)</p> <p>第29条の2 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第16条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>第29条の3～第47条 (略) (施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第47条の2 施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第47条の3～第76条 (略) (種別割の減免)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項第1号および第4号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日まで</p>

に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次項において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3～5 (略)

第78条～第122条の9の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第122条の10 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）

(2)および(3) (略)

3 (略)

第122条の11～第130条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第131条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称）

(2)および(3) (略)

以下 (略)

に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次項において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称）

(3)～(8) (略)

3～5 (略)

第78条～第122条の9の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第122条の10 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）

(2)および(3) (略)

3 (略)

第122条の11～第130条 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第131条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所もしくは事業所の所在地、氏名又は名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所もしくは事業所の所在地および氏名又は名称）

(2)および(3) (略)

以下 (略)

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進 等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u> の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資することを目的とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進 等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u> の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資することを目的とする。</p> <p>以下（略）</p>

公立大学法人秋田公立美術大学定款新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(議決事項)</p> <p>第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見および<u>中期計画</u>に関する事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第3章 審議機関</p> <p>第1節 経営審議会</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見および<u>中期計画</u>に関する事項のうち経営に係るもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第2節 教育研究審議会</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第20条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見および<u>中期計画</u>に関する事項のうち教育研究に係るもの</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第4章 業務の範囲およびその執行</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(議決事項)</p> <p>第16条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに<u>中期計画および年度計画</u>に関する事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>第3章 審議機関</p> <p>第1節 経営審議会</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第18条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに<u>中期計画および年度計画</u>に関する事項のうち経営に係るもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>第2節 教育研究審議会</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(審議事項)</p> <p>第20条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標について市長に申し述べる意見ならびに<u>中期計画および年度計画</u>に関する事項のうち教育研究に係るもの</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>第4章 業務の範囲およびその執行</p> <p>以下 (略)</p>

公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期計画について

1 計画作成の趣旨等

地方独立行政法人法の規定により、公立大学法人の設立団体の長は、大学法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、当該目標を大学法人に指示することとされており、併せて大学法人は、当該目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないこととされている。

年 月	内 容
令和6年12月	令和6年11月市議会定例会で「公立大学法人秋田公立美術大学第3期中期目標を定める件」について議決 同法人に対し、同目標を指示・公表
令和7年 1月	同法人が第3期中期計画を作成し、市長に認可申請
2月	同計画について、市長が秋田市公立大学法人評価委員会に諮問 評価委員会から市長に「適当である旨」の答申
3月	令和7年2月市議会定例会総務委員会で同計画を報告 市長が同計画を認可（認可後、同法人が計画を公表）

2 第3期中期計画のポイント

(1) 目指す将来像

時代の要請に応え、国内外にさらなる存在感を示すことができる大学

地域に根ざした教育研究活動を通じて、時代が求める役割や期待に応えるとともに、大学の特色を生かした新たな挑戦により地域に愛され、支持され、広く国内外に存在感を示すことができる大学を目指す。

(2) 重点的に取り組む事項

- ア 学際的な教育研究の推進
- イ 基礎教育プログラムの充実
- ウ 社会貢献活動の拡充
- エ グローバル人材の育成
- オ 教育研究環境の向上

※ 第3期中期計画における評価指標：47指標（第2期：8指標）

令和7年度地方税制改正の主要項目について

地方税法等の一部改正法案については今国会で審議中であるため、当該法案が成立した場合、施行期日を勘案し、所要事項について専決処分又は今後の定例会での市税条例改正等が必要となる。

1 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し（令和8年度から）

最低保障額を55万円から65万円に引き上げる。

(2) 特定親族特別控除(大学生年代の子等に関する特別控除)の新設(令和8年度から)

所得割の納税義務者が、生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で扶養親族の要件に該当しないものを有する場合は、一定の所得を超えた場合でも45万円を上限とし、段階的に逡減して控除が受けられるようにする。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

(3) 扶養親族等に係る所得要件の引上げ（令和8年度から）

扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額の要件並びにひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を、48万円以下から58万円以下に引き上げる。

(4) 勤労学生の所得要件の引上げ（令和8年度から）

勤労学生の合計所得金額の要件を75万円以下から85万円以下に引き上げる。

(5) 子育て世帯等を対象とした住宅ローン控除の継続（令和8年度限り）

19歳未満の子どもがいるか夫婦いずれかが40歳未満の場合に限り、住宅ローン控除を受ける際の借入限度額を維持する措置を1年延長する（減税による個人住民税の減収額は全額国費で補填）。

2 法人市民税

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）における特例措置の期限の延長

最大で寄附金額の約9割を負担軽減する現行の措置を維持し、適用期限を3年延長する。

3 固定資産税

課税免除に関する条例の期限の延長

秋田市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の期限を3年延長する。

4 軽自動車税

二輪車の車両区分の見直し（令和7年度から）

原動機付自転車のうち、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税額を現行の第一種原付（50cc以下）と同額の年額2,000円とする。

現 行		改正後	
原動機付自転車の区分	税 額	原動機付自転車の区分	税 額
50cc以下 ※	2,000円/年	50cc以下 ※	2,000円/年
		125cc以下かつ最高出力4.0kW以下	2,000円/年
50cc超90cc以下	2,000円/年	50cc超90cc以下	2,000円/年
90cc超125cc以下	2,400円/年	90cc超125cc以下	2,400円/年
ミニカー	3,700円/年	ミニカー	3,700円/年

※特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を含む。

5 市町村たばこ税

加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法の変更を段階的に実施する。

区 分	換算方法
現 行	①+②の合計 ①加熱式たばこの重量0.4グラムをもって、紙巻たばこの0.5本に換算 ②紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算
令和8年4月1日	③+④の合計 ③現行の換算方法による本数（①+②の合計）に0.5を乗じて計算 ④加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算し、これに0.5を乗じて計算
令和8年10月1日	加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算

宿泊税の検討状況について

1 検討委員会の開催状況等

(1) 開催状況

	開催日	主な議題
第1回	令和6年7月10日	・ 宿泊税検討の背景について ・ 宿泊税導入自治体の制度内容について
第2回	令和6年8月29日	・ 第1回検討委員会での意見等について ・ 宿泊事業者を対象としたアンケートの実施について
第3回	令和6年10月28日	・ 宿泊事業者を対象としたアンケート集計結果について ・ 秋田市の観光振興施策について ・ これまでの議論を踏まえた課題の整理等について ※以上の議題を通じ、宿泊税に対する考え方、宿泊税導入にあたっての課題および宿泊税を財源とした観光施策への有効な活用手法について検討を行った。
第4回	令和6年11月21日	・ 報告書（素案）について
第5回	令和7年1月28日	・ 報告書（案）について

(2) 今後の予定

3月下旬 検討委員会から秋田市へ報告書の提出
全議員へ資料提供、市ホームページで公表

2 検討委員会での総括

- ・ 宿泊税は安定的・継続的な財源確保のために有効な手法であると一定の理解が示されたが、導入に当たっては宿泊事業者の理解や用途の選定など様々な課題がある。
- ・ これらの課題については、秋田市における観光振興施策全体に関わる課題であることから、総合的・体系的に検討することが望ましい。

3 秋田市宿泊税検討委員会報告書（案）（別紙）

外旭川地区のまちづくりについて

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 令和6年度スケジュール | 資料1 |
| 2 取組の深掘り・見直しの状況について（報告） | 資料2 |
| 3 ASPスタジアム周辺の地下埋設物（上・下水道管） | 資料3 |

令和6年度スケジュール

項目	令和6年(2024年)												令和7年(2025年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市議会			6月定例会			9月定例会			11月定例会		1/30 閉会中 総務委	2月定例会			
外旭川地区まちづくり 庁内検討委員会・分科会		5/20 庁内検討 委員会			8/26 庁内検討 委員会			11/18 庁内検討 委員会			2/10 庁内検討 委員会				
地域力創造アドバイザー業務	事前協議			地域力創造アドバイザーとの協議(月1回程度)											
事業パートナー等との連携	4/9 市長面会												内容の見直し・深掘り		
	4/16 協定締結												事業主体・事業計画に関する協議		
新スタジアムに関する協議 (県・市・BB秋田等)	県、市、ブラウブリッツ秋田による協議														
		5/24 第1回 協議会	6/26 第2回 協議会	6/28 ライセンス申請	7/3 第1回庁内検討会	9/5 第3回 協議会	9/24 ライセンス交付	10/24 第2回庁内検討会	10/29 第4回 協議会	11/1 オープン型サウンディング	11/25 第5回 協議会	11/27 八橋整備合意	3月中 第6回 協議会		
地域未来投資促進法に基づく 手続等	県との事務協議 ※見直し・変更を反映し、適切な時期に国へ申請														
(仮称) 外旭川地区まちづくり協議会													※地域未来基本計画の国同意後に設立		
アドバイザー業務 (法務、金融、技術面における 専門的な観点からの助言・支援)	アドバイザー業務委託														

取組の深掘り・見直しの状況について（概要）

令和6年度の検討状況

- ・ まちづくり基本計画に示した取組は、実行までの期間が中長期となるため、検討段階から様々な状況変化への対応が必要になると予想される。
- ・ このため、令和6年度はまちづくり基本計画で示した「秋田市が抱える課題」を基に、具体的な背景や理由を改めて整理するとともに、全ての取組を同時進行で検討するのではなく、テーマを絞った上で、今後目指すべき取組のあり方と、関連する取組の連携について検討した。

令和7年度の検討（予定）

- ・ 令和6年11月に新スタジアムの整備場所を八橋運動公園内に変更したことの影響や、卸売市場再整備の動向を踏まえ、令和6年度に整理した取組の方向性を含んだまちづくり基本計画の見直しを行う必要がある。
- ・ このため、令和7年度は、令和6年度に引き続き取組内容の深掘り・見直しを進めるほか、まちづくり基本計画から新スタジアムに起因する要素を除いた上で、モデル地区で実施する取組を考えていくとともに、施設配置や経済波及効果、事業スケジュールなどについても改めて検討していく。
- ・ パブリックコメントの実施や、若者をはじめ外部の意見を聴取しながら、広く市民理解が得られるように作業を進め、年度内のまちづくり基本計画の改定を目指す。

【まちづくり基本計画の検討（予定）部分】

項目	取組内容の深掘り・見直し (令和6年度)	まちづくり基本計画見直し (令和7年度)
1章 基本計画の位置付け（目的、手法、計画の位置付け等）		
2章 モデル地区の範囲		
3章 官民連携による取組		
1 課題解決に向けた官民連携による取組	課題の因果関係を整理	前年度から継続
2 施設配置（ゾーニング）と取組を展開するフィールド		新スタジアムの要素を除く
3 課題解決に向けた官民連携による取組（各取組の概要）	テーマを絞った上で 深掘り・見直し	前年度から継続
4 施設機能の連携による相乗効果		
5 基本計画図		新スタジアムの要素を除く
6 施設整備（卸売市場再整備）		卸売市場再整備の動向を反映
7 施設整備（新スタジアム整備）		新スタジアムの要素を除く
8 施設整備（民間施設整備）		
9 施設整備（インフラ関係）		取組の内容を踏まえ見直し
4章 地域未来投資促進法の活用		
5章 地域への経済効果		
1 経済波及効果		新スタジアムの要素を除く
2 税収への影響		卸売市場再整備の動向を反映
3 名目GDPへの影響		取組の内容を踏まえ見直し
4 地元企業との連携		
6章 推進体制		
1 令和6年度以降の検討体制について		取組の内容を踏まえ見直し
2 総合計画・総合都市計画との連携		次期総合計画との整合
3 中心市街地等との相乗効果		
7章 事業スケジュール		時点修正

取組の深掘り・見直しの状況について (報告)

令和7年3月

1 はじめに

(1) 外旭川地区まちづくりの目指すもの

秋田市外旭川地区まちづくり事業は、泉外旭川駅の開業や新たな幹線道路の整備により地域を取り巻く環境が大きく変化し、利便性の向上が見込まれる同地区に、多核集約型コンパクトシティの考え方を基本としつつ、将来を見据えたまちづくりのモデル地区を整備しようとするものである。

モデル地区では、「人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築」と「交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり」の2つの目的のもと、AIやICTなどの技術を活用した先端的サービスの導入により、本市が抱える課題の解決を他地域に先駆けて進め、近い将来、モデル地区での実証的な取組で得られた成果を、市全域に波及させるとともに、若者がビジネスチャンスを得られ起業できる環境の創出などにより、将来に希望を持ち、「これからをこのまちで暮らしていきたい」と感じられるような魅力のある秋田市となることを目指す。

(2) これまでの経緯

令和4年3月に実施した「秋田市外旭川地区まちづくり事業パートナー選定プロポーザル」において、イオンタウン株式会社を選定し、同社と「秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する基本協定」を締結した。

その後、事業パートナーとともに検討を進め、令和5年3月には、上位計画である「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」や「第7次秋田市総合都市計画」を踏まえた「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想」（以下「まちづくり基本構想」という。）を策定し、官民連携のモデル地区を整備することを念頭に目指すべき大きな方向性をまとめ、令和6年3月には、まちづくり基本構想を踏まえ、モデル地区における本市の課題解決に向けた取組の基本的な方針や施設内容等についての方向性を明らかにする「秋田市外旭川地区まちづくり基本計画」（以下「まちづくり基本計画」という。）を策定した。

また、官民連携で取り組むこのモデル地区整備は、民間事業者の知見や資金が欠かせないものであり、民間事業者に対してもメリットのある「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）」の各種支援措置を活用できるようにすることが、モデル地区の実現に向けた環境整備のために有効であることから、国への共同提出者となる県と協議を重ねながら、まちづくり基本計画と並行して、「地域経済牽引事業の促進に関する基本計画（以下「地域未来基本計画」という。）」を作成し、意見交換を行ってきた。

しかしながら、地域未来基本計画の提出に当たっては、事業の具体性や実現性の部分で確認すべき点があるとして、令和6年3月時点での提出には応じられない旨が県から伝達された。地域未来基本計画は、国の基本方針等において、個別具体の事業者名やそれに基づく土地利用調整の見通し、実施企業の事業の実現性までは求められていない。したがって、現時点における本市の考えを改めて示すためには、まちづくり基本計画の取組内容を見直すことが必要と考え、事業パートナーとともに取組内容の深掘り・見直しを検討し、具体性を高めることとした。

検討に当たっては、まちづくり基本計画の実行までの期間が中長期となるため、検討段階からの様々な状況変化に対応していけるよう、まちづくり基本計画で示した「秋田市が抱える課題」の検証を行い、課題解決に向けた方向性を整理する。

(3) 本報告の位置付け

まちづくり基本構想やまちづくり基本計画で位置付けた方向性に基づいて取組内容の深掘り・見直しを進めるに当たり、4月に事業パートナーとまちづくり事業の推進に関する新たな協定を締結し、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、デジタル技術を生かした地方創生の取組に知見のある専門家から指導や助言などを受けながら、本市の将来を見据えたまちづくりのモデル地区整備の実現に向けた検討を重ねてきた。本報告は、その検討内容等をまとめたものである。

2 まちづくり基本計画における課題と取組の整理

(1) 理論的背景に基づく深掘り・見直しの視点

まちづくり基本計画に示した取組は、実行までの期間が中長期となるため、検討段階から様々な状況変化への対応が必要になると予想される。今後、個別の取組が変更となったとしても目指す方向性が変わらないことの確認を行う必要があることから、地域力創造アドバイザーとともに、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が示す「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」（ものごとの構造や関係を示す設計図）を活用して検討を行った。

具体的には、まちづくり基本計画で示した「秋田市が抱える課題」を基に、総合計画等の既存計画等も参照しつつ、その他様々な観点から改めて洗い出し、地域課題の全体像を把握する。その上で、スマート技術や各種データを活用し、何をを目指すのか、どの政策分野を強化し、また強みを伸ばしていくのか等について検討し、地域として中長期の時間軸が経過した後に到達すべき状態や検討の方針を整理した。

なお、こうした地域力創造アドバイザーとの取組内容の深掘り・見直し作業については、今年度のみで完結するものではなく、来年度以降も継続して検討を深め、将来的な事業化に向けた準備や関係者との調整などにつなげていく。

【令和6年度の検討範囲】

項目	取組内容の深掘り・見直し (令和6年度)
1章 基本計画の位置付け(目的、手法、計画の位置付け等)	—
2章 モデル地区の範囲	—
3章 官民連携による取組	
1 課題解決に向けた官民連携による取組	課題の因果関係を整理
2 施設配置(ゾーニング)と取組を展開するフィールド	—
3 課題解決に向けた官民連携による取組(各取組の概要)	検討するテーマを絞った上で、 深掘り・見直し
4 施設機能の連携による相乗効果	
5 基本計画図	—
6 施設整備(卸売市場再整備)	—
7 施設整備(新スタジアム整備)	—
8 施設整備(民間施設整備)	—
9 施設整備(インフラ関係)	—
4章 地域未来投資促進法の活用	—
5章 地域への経済効果	—
6章 推進体制	—
7章 事業スケジュール	—

【まちづくり基本計画で示した「秋田市が抱える課題」】

産 業	：多様な担い手の育成と I C T等先端技術の活用などによる健全で持続的に発展する産業の確立
観 光	：観光客のニーズを的確に捉えた魅力ある観光コンテンツの提供と受入体制の強化
スポーツ	：地域資源であるトップスポーツを核とした交流人口の拡大や市民が気軽にスポーツを楽しめる環境整備の推進
環 境	：再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進と次世代エネルギーの活用による脱炭素社会の構築
防 災	：災害に強いまちづくりに向けた防災・減災に対応した都市機能の充実
移 動	：持続可能な公共交通ネットワークの再構築や I C Tの活用による市民の利便性確保と効率性の両立
教 育	：子どもたちに必要な情報能力を育むための「学びの場」の提供
医療・福祉	：健康長寿につながる高齢者自らの生きがいくくりと社会参加の促進

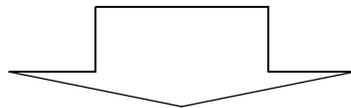
※因果関係の構造化のイメージ

【課題】

○まちづくり基本計画における「秋田市が抱える課題」

【具体的な課題】

「秋田市が抱える課題」が生じている具体的な背景や理由を改めて整理（「課題」の解像度を上げる）



【方向性・方針】

課題解決に向けた将来的に変わることのない抽象度による施策の方向性／方針



令和7年度のまちづくり基本計画の見直しに反映

(2) 本市が抱える地域課題と因果関係の整理

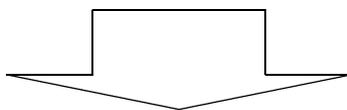
ア 産業

【課題】

○多様な担い手の育成とICT等先端技術の活用などによる健全で持続的に発展する産業の確立

【具体的な課題】

- ・人口減少局面において、将来に向けて持続可能な生活インフラを提供するために、安定的で継続的な財源確保が必要である。
- ・将来にわたって安定的な財源を確保するため、産業振興・雇用創出を推進する必要がある。



【方向性・方針】

- ①成長分野であるICT等先端技術分野の産業確立の推進
- ②産業の誘致のみならず、地域における多様な担い手の育成

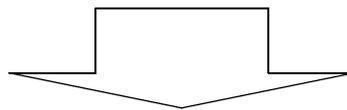
イ 観光

【課題】

○観光客のニーズを的確に捉えた魅力ある観光コンテンツの提供と受入体制の強化

【具体的な課題】

- ・観光入込客数が秋田竿燈まつりが開催される8月に集中しており、特に冬期の集客が弱い。
- ・旅行者ニーズの多様化を見据えた対策を、効果的に進める必要がある。
- ・県としての観光消費額単価が低く、宿泊や飲食などの需要喚起が重要である。



【方向性・方針】

- ①体験型コンテンツの充実など冬期誘客の促進
- ②インバウンド戦略の見直しや効果的なデジタル技術の活用
- ③宿泊者数増加に向けた本市を拠点とする県内周遊観光の促進

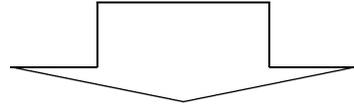
ウ スポーツ

【課題】

○地域資源であるトップスポーツを核とした交流人口の拡大や
市民が気軽にスポーツを楽しめる環境整備の推進

【具体的な課題】

- ・集客力あるトップスポーツを地域活性化に生かしきれていない。
- ・ユース世代や地域スポーツの普及が進まない。



【方向性・方針】

- ① トップスポーツの集客力を生かした交流人口の拡大
- ② 身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境の整備

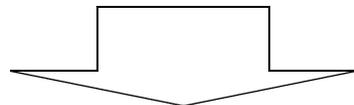
エ 環境

【課題】

○再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入促進と次世代
エネルギーの活用による脱炭素社会の構築

【具体的な課題】

- ・豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギーの地産地消の仕組みが必要である。
- ・エネルギー施策と防災対策とのつなぎ込みが不十分である。
- ・導入と維持管理に係るコストが高い。



【方向性・方針】

- ① 再生可能エネルギーの発電・送電・蓄電の地産地消の仕組みの構築
- ② エネルギー施策と連動した防災対策へのつなぎ込みの仕組み化

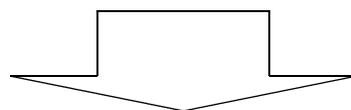
オ 防災

【課題】

○災害に強いまちづくりに向けた防災・減災に対応した都市機能の充実

【具体的な課題】

- ・災害時において、電力や通信環境などインフラ環境を確保する必要がある。
- ・（再掲）エネルギー施策と防災対策とのつなぎ込みが不十分である。



【方向性・方針】

- ①災害時のBCPモデル先行構築と将来的な横展開
（エネルギー・通信・サプライチェーン）
- ②（再掲）エネルギー施策と連動した防災対策へのつなぎ込みの仕組み化

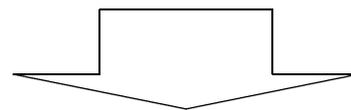
カ 移動

【課題】

○持続可能な公共交通ネットワークの再構築やICTの活用による市民の利便性確保と効率性の両立

【具体的な課題】

- ・バスやタクシーなどの公共交通サービスの維持が難しくなっており、特に夜間のタクシーの減少などは、飲食業の経済効果にも影響してくる。
- ・自動車を保有しない若年層や高齢層の市民にとっても生活圏としての不便感につながる。



【方向性・方針】

- ①新たな移動需要創出と組み合わせた持続可能な交通網の構築
- ②輸送リソースと移動需要を最適化するための先端技術の導入
（自動運転/AI最適化技術など）

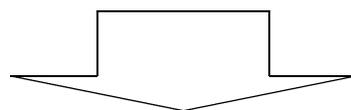
キ 教育

【課題】

○子どもたちに必要な情報能力を育むための「学びの場」の提供

【具体的な課題】

- ・就職や大学進学タイミングで若者が県外へ流出してしまう。
- ・若年層を定着させる娯楽やまちの魅力が足りない。
- ・子どもの創造性を育み、いつでも安心してのびのびと過ごせる遊び場が必要である。



【方向性・方針】

- ①地域で新たなチャレンジに取り組めるイノベーション拠点の設置運営
- ②企業の先端技術やソリューションに触れられる交流拠点の設置
- ③天候に左右されず遊びや体験を通じて子どもの様々な能力を育むとともに、子育てに関する相談にも対応する屋内児童遊戯施設の設置

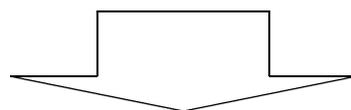
ク 医療・福祉

【課題】

○健康長寿につながる高齢者自らの生きがいがづくりと社会参加の促進

【具体的な課題】

- ・厚生労働省の都道府県別生命表の概況では、都道府県別に見た本県の平均寿命が男性46位、女性41位となっており、主要死因は、がん（悪性新生物）／心疾患／脳血管疾患の順が多い。
- ・高齢化が進んでいく中で、高齢者が生涯学習やボランティアなどの社会参加を行い、生きがいを感じながら自立した生活を安心して送ることができる環境整備が必要である。



【方向性・方針】

- ①データや先端技術を活用した次世代医療の導入
- ②健康促進や多世代交流による生きがいがづくりを目的としたウェルネスゾーンの構築

3 具体的な論点

官民連携の取組は、単独で進行するのではなく、それぞれが有機的に連携し、より高い効果を発揮していくことが重要である。しかしながら、想定する取組の分野が幅広いことから、全てを同時進行で検討するのではなく、テーマを絞った上で、今後目指すべき取組のあり方と、関連する取組の連携についても検討を進めることとした。このため、まちづくり基本計画の「3章 官民連携の取組」の「3 課題解決に向けた官民連携による取組（各取組の概要）」の内容を見直す。

(1) 地域交流の場の創出と起業支援

まちづくりの目的の一つに「交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり」を位置付けており、「地域交流の場の創出と起業支援」は、これに合致する取組であることから、若者を中心に幅広い年代の方が利用できる「(仮称) チャレンジ・ラボ」を検討の取りかかりとする。

ア 概要（まちづくり基本計画から抜粋）

- ・ I T教育の場のほか、若者と企業の接点となり、交流から共同研究、将来的には起業や新規事業へ発展させることのできる場としての「(仮称) チャレンジ・ラボ」の創設
- ・ 若者等が本格的な開業の前に一定期間試験的な営業ができるチャレンジショップなど新たな挑戦を後押しする環境の整備

イ 検討内容

- ・ (仮称) チャレンジ・ラボの設立に向けて、どのような機能が必要なのか、目指す目的との連携をどのように図るのかについて議論し、市内の高等教育機関との連携の重要性を確認した。
- ・ サテライトオフィス等施設整備や、起業支援に活用可能な国の補助事業について調査し、活用事例を確認した。
- ・ 先進事例の調査を行い、女子高生をまちづくりの主役として、様々な市民や団体、地元企業、大学、地域メディアと連携した福井県鯖江市さばえしの取組や、若者の居場所づくりと地元との接点を生み出すため若者・自治体・企業の3者連携による地域社会の課題解決を図る山形県山形市のモンテディオ山形のU23マーケティング部の取組、企業・団体・個人が実施したいプロジェクトを実現するために自治体をフィールドとして利用し、実際に社会実装などを実施する埼玉県横瀬町よこぜまちの取組などを参考に検討を行った。

ウ 今後の検討方針

- ・ 高校や大学の卒業により市外へ人口が流出していることから、学生であるうちに、市内でも新しいことや面白そうなことがあり、様々な交流の機会があることを実感できるようにすることが、若者の意識変化の端緒となる。
- ・ 地域交流の場における取組が、社会人として経験を積んだ若者を呼び戻す入り口となるようなアプローチが必要である。
- ・ 公共交通の利便性が低く、若年層の移動が課題となっており、こうした市民活動を活性化させていくために、交流の場を創設するだけでなく、「自動運転を活用した環境配慮型移動システムの導入」など他の関連する取組と連携することで、より効率的・効果的な成果を上げることが期待できる。

(2) 自動運転技術を活用した環境配慮型移動システムの導入

自動車を持たない学生などの若者や高齢者をサポートする手段となる「自動運転技術を活用した環境配慮型移動システムの導入」は、市民や市外からの来訪者がモデル地区にアクセスするためにも有効であり、これに関する取組を他の取組と連携させる。

ア 概要（まちづくり基本計画から抜粋）

- ・ 柔軟で利便性の高いデマンド型EV自動運転シャトルの運行によるアクセス向上
- ・ シャトル利用者増加による人員輸送の効率化や自動運転技術の普及

イ 検討内容

- ・ 導入するとした場合の運行ルート案や想定される利用者などについて議論し、自動運転技術実装に向けた実証事業や導入技術を整理した。
- ・ 自動運転技術の導入や実証事業に活用可能な国の補助事業について調査し、活用事例を確認した。
- ・ 除雪車両の自動運転に関して、「雪上および降雪時の車両自動運転技術」と「除雪作業の自動化技術」の2つの観点で整理を行ったが、降雪時における自動運転技術の難易度は非常に高いため、エリアを限定した段階的な検証から入るなど導入に向けたステップを検討する必要があることや、汎用的な自動運転技術を有する企業ではなく、自動運転車両開発や制御技術の開発研究を行っている大学等と連携するなど、開発パートナーの選定が必要であることを確認し、引き続き関連情報の収集整理を行うこととした。

ウ 今後の検討方針

- ・公共交通を利用するのは高齢者だけではなく、自家用車を持っていない若者のサポートも必要であり、若者向けの交通手段の確保により、交流拠点の活発化が期待できる。
- ・完全自動運転の「レベル4」を目指すにはどの程度の期間をかけて達成するプランとするのか、泉外旭川駅からモデル地区までの住民の足を兼ねた移動手段とするのか、モデル地区内におけるシームレスな移動手段として自動運転技術を活用するのかなど、到達点を見据えた整理が必要である。

(3) ドローン等のロボット技術の活用

「2 まちづくり基本計画の課題と取組の整理」において、一次産業を含む労働者不足が課題となっており、その解消につながるロボット技術の活用は、「人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築」というまちづくりの目的との親和性が高いことから、モデル地区内での導入やロボット技術の実証フィールドとすることについて検討する。

ア 検討内容

- ・人口減少によって各業種の担い手確保が大きな課題となっており、ドローンや輸送ロボットなどの実証を進めることが、物流、建築、セキュリティ、広告など様々な分野の課題の解決につながることを確認した。
- ・先進事例の調査を行い、商業施設や工場、駅などで実証されているサービスロボットの活用状況や、医療MaaSによる遠隔医療とドローンを使用した処方薬を配送する宮城県仙台市が検討している取組を参考に検討を行った。

イ 今後の検討方針

- ・各種ドローンを活用することで、物流、建築、セキュリティ、広告など様々な分野に対して解決策を見出すことはできないか。
- ・自動運搬をはじめとするロボット技術を活用することで、将来的に不足することが懸念される労働力の代替とすることが可能ではないか。
- ・市がモデル地区を実証フィールドとして提供し、国の実証実験予算などを組み合わせ、様々な先端企業が集う実証の場とする可能性について検討する必要がある。

参考・イオンタウン株式会社における検討

(1) あきた発酵文化体験施設についての検討

ア 概要

- ・ 日本酒をはじめとした発酵食品の生産から加工、販売、消費までを見て、体験し、学び、味わうことができる施設として「(仮称) あきた発酵文化体験施設」を計画しており、まちづくり基本計画の「観光・集客施設2」における集客施設の核となるよう、「あきた発酵文化研究会」が主体となり、事業の実現に向け、事業主体や事業手法、助成金の適用等について検討した。

イ 検討内容

- ・ 令和6年度は計12回の研究会を開催し、新しいメンバーが参加する度に、事業紹介と集客のアイデア、現行プランに対する意見交換等を実施した。
- ・ 第1回からのメンバーに加え、令和6年度は、株式会社ソユーなど新たな参加者が多数おり、現在のまちづくり基本計画に対して未来の秋田に必要なコンテンツについてメンバーから意見を集め、今後のプラン見直しのための素材を蓄積した。
- ・ 国内参考施設として三重県VISION、滋賀県ラ・コリーナ、群馬県道の駅川場田園プラザ、埼玉県サイボクの視察を行ったほか、5月には『これが秋田だ！食と芸能大祭典』に研究会としてブース出展し、日本酒やクラフトビール、鶏肉料理の販売などとともに活動のPRを行った。
- ・ 発酵をテーマとした観光・集客施設の事業会社設立に向けて、国内で地域資源を生かしたSPCを数多く立ち上げている飛騨五木株式会社の井上博成企画室長を招いて講演いただき、質疑応答などを通じて、事業スキームなどにも理解を深めた。

ウ 今後の検討方針

- ・ 来年度は、参考施設の視察など観光・集客施設の研究を続けるとともに、地域の方々に啓発できるPRの機会があれば参加し、認知度の向上を図るとともに、地元企業の参画を促進する。
- ・ 来年度以降、事業会社の設立準備委員会を立ち上げ、より具体的に目的、規模、内容、資金調達、役割、事業収支等を検討し、再来年度のSPC立上げに向けたロードマップを作成し、メンバー間の共通認識を図る。
- ・ 県内事業者を優先した組成を目指し、地元や大手の発酵食品メーカーや飲食企業、旅行会社等にも賛同を得ながら事業規模の拡大を図りたい。

(2) ウェルネスゾーンについての検討

ア 概要

- ・健康分野の知見と技術が集い、地域の健康寿命延伸を目指すために必要な施設や機能について、医療・福祉に携わる専門家で構成する「ウェルネスゾーン検討懇談会」を中心に検討し、昨年、中間報告がまとめられている。

イ 検討内容

- ・ウェルネスゾーンとは、地域が抱えている医療・福祉・介護の様々な課題に対して産官学民の連携によりこれを解決していくことを目指し、外旭川地区のまちづくりにおける健康増進の取組を進める場として整備するものである。
- ・今後拡大が見込まれる様々な医療の「ニーズ」に対して、県内外の企業、医療・福祉・介護の主体、教育機関や外部の専門家といった多様な主体が持つ「技術と知恵」を集めた課題解決を促進する場を提供し、以下の4つの施策を進めることとしている。

ウ 今後の検討方針

- ・取組の具体化に向け、最先端のデジタル技術の活用やデータガバナンス対策などについて検討を進めることとしており、本市としてもソフトバンク株式会社などとの連携協定の締結も含め、豊かな暮らしと地域の健康寿命延伸の実現に取り組むと考えている。

※ウェルネスゾーンにおける施策のイメージ

施策1 健康データ活用による研究開発支援 <ul style="list-style-type: none">・CCRC居住者や学生の健康データを分析し、健康食品会社、製薬会社、医療機器メーカー等の顧客の製品開発を支援・開発した製品/サービスのモデル地区内での販売までをパッケージ化	施策2 医療・福祉・介護の融合と高度化 <ul style="list-style-type: none">・健康データ集積による、個別的健康指導や、健康リスクスクリーニング・検診・早期診断および疾病発見後の医療機関連携体制・システムによる健康管理の高度化および住民による健康管理の促進
施策3 次世代医療・産業の担い手育成 <ul style="list-style-type: none">・県内教育機関と連携し、医療・福祉・介護の実践的学びを提供・大学生を含む若者に対する起業家育成プログラムを企業も含めて展開し、健康領域でのイノベーターを創出する取組	施策4 市民の健康コミュニティの設置 <ul style="list-style-type: none">・地域のスポーツチームによる健康促進イベントの開催や市民が主体となる教育講座など市民の健康への取組を支援・自治体による暮らしに関わる制度（申請・給付金等）などの情報提供を実施

4 令和7年度に向けた検討の方向性

(1) 新スタジアムの整備場所を八橋運動公園内に変更したことの影響

まちづくり基本計画では、「卸売市場の再整備と併せ、新スタジアムや民間施設を一体的に整備することにより、様々な相乗効果を目指す」「卸売市場の再整備と官民連携で行う新スタジアムおよび民間施設の整備を一体的に行う」としており、新スタジアムをまちづくりを構成する要素の一つとしていたが、令和6年11月に、県、ブラウブリッツ秋田と本市との間で合意し、新スタジアムの整備場所を「八橋運動公園内の第2球技場および健康広場」とすることとした。

新スタジアムの整備場所が変更されるとしても、「人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築」と「交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり」を目的とするモデル地区整備の必要性に変わりはないが、新スタジアム整備を予定していた卸売市場余剰地の活用方法や新たな相乗効果を生み出すことができる取組、そしてモデル地区全体の施設配置なども含めたまちづくり基本計画の見直しを行う必要がある。

(2) まちづくり基本計画の見直しの内容

まちづくり基本計画に新スタジアムに関する内容が含まれているのは、「3章 官民連携の取組」の「2 施設配置（ゾーニング）と取組を展開するフィールド」のほか、「3 課題解決に向けた官民連携の取組（各取組の概要）」や「4 施設機能の連携による相乗効果」、「7 施設整備（新スタジアム整備）」などであり、「5章 地域への経済効果」の中でも、経済波及効果は、新スタジアムの建設や来場者による消費効果などを見込んだ上で試算を行っている。

このため、令和7年度中に新スタジアムに起因する要素を含まない形でまちづくり基本計画の見直しを行うことに加え、「3 具体的な論点」で示した取組内容の深掘り・見直しなどの令和6年度の検討結果も踏まえながら、引き続き先端技術を活用した取組の具体化を検討し、その結果を反映する。

【令和7年度の検討予定範囲】

項目	まちづくり基本計画見直し (令和7年度)
1章 基本計画の位置付け(目的、手法、計画の位置付け等)	
2章 モデル地区の範囲	
3章 官民連携による取組	
1 課題解決に向けた官民連携による取組	前年度から継続して検討
2 施設配置(ゾーニング)と取組を展開するフィールド	新スタジアムの要素を除く
3 課題解決に向けた官民連携による取組(各取組の概要)	前年度から継続して検討
4 施設機能の連携による相乗効果	
5 基本計画図	新スタジアムの要素を除く
6 施設整備(卸売市場再整備)	卸売市場再整備の動向を反映
7 施設整備(新スタジアム整備)	新スタジアムの要素を除く
8 施設整備(民間施設整備)	取組の内容を踏まえ見直し
9 施設整備(インフラ関係)	
4章 地域未来投資促進法の活用	
5章 地域への経済効果	
1 経済波及効果	新スタジアムの要素を除く 卸売市場再整備の動向を反映 取組の内容を踏まえ見直し
2 税収への影響	
3 名目GDPへの影響	
4 地元企業との連携	
6章 推進体制	
1 令和6年度以降の検討体制について	取組の内容を踏まえ見直し
2 総合計画・総合都市計画との連携	次期総合計画との整合
3 中心市街地等との相乗効果	
7章 事業スケジュール	時点修正

(3) 見直し作業の進め方

令和6年度に引き続き、「秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する協定」を継続することとし、来年度のまちづくり基本計画の見直しに当たっては、事業パートナーとともに検討を継続しながら、地域力創造アドバイザーによる取組の具体化や事業化準備などに対する助言を踏まえた結果を適宜反映させることで改定作業を進めることとしたい。

来年度の見直しに当たっては、計画改定の素案に対するパブリックコメントの実施や、若者をはじめ外部の意見を聴取しながら、広く市民理解が得られるように作業を進め、年度内のまちづくり基本計画の改定を目指す。

(4) 地域未来基本計画への影響

まちづくり基本計画の改定に伴い、県と共同で提出する地域未来基本計画についても同様に修正が必要になることから、まちづくり基本計画の見直しの内容を踏まえながら、地域の特性を戦略的に活用・推進する分野を改めて検証し、必要に応じて経済的効果に関する目標も見直す。

引き続き、地域未来投資促進法の立法趣旨に合致することを前提に、同法の「規制の特例措置」のうち「農地転用許可等の手続に関する配慮」を活用し、土地に対する農業上の利用との調整に関する必要な事項を満たすことで、農用地区域からの除外と農地転用許可が得られるよう、県と連携を密にしながら、地域未来基本計画の国同意を目指す。

5 ワークショップ（若手職員の意見聴取）の実施

(1) ワークショップの概要

まちづくり基本計画の策定過程においては、大学等に通う学生を対象としたワークショップを実施したが、令和6年度は庁内若手職員によるワークショップを開催し、外旭川地区のまちづくりの参考とするため、日々の暮らしの中で感じている本市の魅力やニーズを把握し、将来の「ありたい姿」について話し合った結果を生成AIを用いてビジュアル化するとともに、現状を「ありたい姿」に変える上での課題などについて整理した。

地域力創造アドバイザーが所属する大日本印刷株式会社にファシリテーターを依頼し、若手職員が考える「ありたい姿」について活発な意見が出され、合意形成を図る中で新たな気づきがあるなど、若者の意向を確認する手法として一定の効果があった。

- ・開催日 令和7年1月16日（木）午前11時～午後4時30分
- ・会場 秋田市役所消防庁舎5階自治研修センター第1・第2研修室
- ・参加者数 各部局の概ね35歳程度までの職員20名

(2) 若者の意見聴取の結果の反映

- ・ワークショップで得られた意見を、令和7年度に実施するまちづくり基本計画の見直しの際の参考とする。
- ・令和7年度は、庁内の若手職員のみならず、市内で働く若年層の意見を聴取する機会を設けることについても検討するほか、パブリックコメントを含め幅広く意見を聴くことに留意する。

ASPスタジアム周辺の地下埋設物（上・下水道管）

